

# かわさきそだちワイン特区に更なる規制緩和が実現！

川崎市では、令和2年3月に「かわさきそだちワイン特区」で内閣総理大臣から構造改革特区制度の計画認定を受け、農業者による特区を活用した市内産ワインの製造が始まっています。このたび、関係者との協議を経て、国に更なる規制緩和の申請をしたところ、令和6年3月22日に変更の認定を受けました。

これまで市内産ワインは、農業者が自ら生産した農産物を原料に醸造し、自己の農家レストラン等での提供に限定されていたところですが、今回の変更認定により、本市特産農産物を原料として醸造することを条件に、多様な事業者がワイン醸造に参入可能となるとともに、販路が小売店や飲食店に広がります。

今後は、ワインの製造を目指す事業者の皆様の状況に応じた情報提供や市内外への広報支援等を行ってまいります。



市内産のワイン

## 1 概要

「かわさきそだちワイン特区」計画の変更が、内閣総理大臣の認定を受けました。

- (1) 認定日：令和6年3月22日（金）
- (2) 特区名称：かわさきそだちワイン特区
- (3) 特定事業：特定農業者による特定酒類の製造事業 707(708)  
特産酒類の製造事業 709(710,711) <計画変更による追加>
- (4) 特区の範囲：川崎市全域に拡大（変更前は、宮前区、多摩区、麻生区の3区）

## 2 特区の内容 ※詳細は別表を参照

### (1) 特定農業者による特定酒類の製造事業 707(708)（令和2年3月～）

農家民宿や農家レストランを営む農業者の方が、自ら生産した農産物を原料として果実酒製造の免許を申請する場合には、酒税法の最低製造数量基準6キロリットルが適用されないもの。製造した果実酒の提供は自己の農家民宿や農家レストランでの飲用に限定される。

### (2) 特産酒類の製造事業 709(710,711)（令和6年3月～）

市内産の特産農産物（梨、みかん、柿、いちご、ぶどう）を使用して果実酒製造の免許を申請する場合には、酒税法の最低醸造量基準が2キロリットルに引き下げとなるもの。販売方法の限定はなく、ボトル詰めでの販売が可能。

### (3) 計画変更により期待される効果

市内で生産された特産農産物を原料に果実酒を醸造できることによる醸造量の拡大、流通販売が可能となることによる販路の拡大、それらに伴う市内農業の認知度向上のほか、果実酒を市内の飲食店やホテルで提供することにより、市内商業や観光への波及効果も期待されます。

## 3 今後の取組

市内で生産される農産物を使用した果実酒の製造を考えている事業者が参入しやすい環境を整えたことにより、市内事業者による特産酒類の製造事業の開始を予定しております。また、果実酒を活用した市内の農業や商業の振興、観光資源としてのPRなどに取り組んでまいります。

### 問合せ先

川崎市 経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課 伊東  
電話：044-860-2462

## かわさきそだちワイン特区の計画変更内容（概要）

	変更前	変更後	
	特定農業者による 特定酒類の製造事業 特定事業 707（708）	特定農業者による 特定酒類の製造事業 特定事業 707（708）	特産酒類の製造事業 特定事業 709（710,711）
区域	3区（宮前、多摩、麻生）	川崎市全域	
販売方法	農業者の自己の営業所での飲用提供に限定	農業者の自己の営業所での飲用提供に限定	農業者の自己の営業所に限定せず <b>ボトル販売可能</b>
醸造主体	農業者に限定	農業者に限定	<b>農業者以外も可能</b>
最低醸造量	下限なし	下限なし	<b>2,000 L</b>
原料調達	農業者が自ら生産した農産物に限定	農業者が自ら生産した農産物に限定	<b>特区内の特産農産物を使用可能</b>



特区を活用したワイン（果実酒）等の原料に使用できる農産物として、川崎市内で生産量の多い果実、①梨、②みかん、③柿、④いちご、⑤ぶどう、が指定。

※特区を活用したワイン製造の場合でも税務署から免許を受ける必要があります。

# 認定書

川崎市長 福田 紀彦 殿

令和6年1月5日付けで申請のあった下記の構造改革特別区域計画の変更について、令和6年3月22日付けで構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第6条第2項において準用する同法第4条第9項の規定に基づき認定する。

記

名 称	かわさきそだちワイン特区
-----	--------------

内閣総理大臣

岸田文雄